

貨幣史研究会（東日本部会）第2回  
平成11年6月24日（木）13:30～17:30

<出席者>

座長：鈴木公雄・慶應義塾大学教授  
報告：嶋谷和彦・堺市立埋蔵文化財センター学芸員  
田中浩司・函館大学専任講師

その他の参加者（五十音順）：

今村啓爾・東京大学教授  
黒田明伸・東京大学助教授  
櫻木晋一・下関市立大学教授  
高瀬弘一郎・慶應義塾大学教授  
田代和生・慶應義塾大学教授  
中島圭一・東京大学助手  
家島彦一・東京外国語大学教授

研究報告ならびに討議の内容

(1) 報告①「考古学からみた中世の緡銭」(堺市立埋蔵文化財センター・嶋谷和彦学芸員)

(緡銭の作成)

銭の単位としては、文と貫、あるいは連と結が用いられた。換算比率は、1,000 文=1貫、10 連=1結であり、1貫は1結に相当した。当初は1枚(=1文)ずつバラで取り引きに用いられていた銭が、取引額が高額化するにつれて次第に取り扱いにくくなり、「緡」という形態をとるに至ったと考えられている。出土した資料からみると、緡には百文緡と一貫文緡が存在した。

百文緡の作成方法は、大阪府・吉野遺跡(発掘銭数 1,214 枚)の資料研究によって、藁や麻の紐に7~10枚単位で銭を挿していき、この作業を繰り返して緡を作ったことが明らかになっている。そして、一緡が332グラム(調査した9本の緡で重量がほぼ一致)になるように、最後の数枚のところで調整したものと考えられる(なぜならば、端の銭では重量のバラツキが大きい)。このように、緡の作成においては、銭の種類や直径、表と裏の順序には注意が払われず、専ら重量が重視されていたという点が興味深い。

一貫文緡の作成方法を、山梨県の小和田館跡の資料(発掘銭数 4,192 枚)でみると、まず百文緡を5つ繋いで両端に紐のある五百文緡を2本作り、この紐の両端同志をを結び合わせて輪の形にして一貫文緡を作ったことがわかる。このことは、『山王霊験記』の絵画資料によっても確認することができる。

#### (銭塊の梱包と運搬・保管)

銭の塊をどのように梱包、運搬、保管したかについては、広島県の草戸千軒町遺跡の研究があり、これによると、一貫文緡を 5 個、藁縄で縛って梱包したものと考えられる。このことは、舟木家に残る『洛中洛外図屏風』に描かれた銭屋の店頭風景からも確認できる。また、前述の『山王靈驗記』には 5 本の一貫文緡が描かれている。

この「五貫文」という単位は、運搬時の基本であったと考えられる。草戸千軒町遺跡から発掘された木簡（付け札）の中に、「伍貫文 拾貫のうち」という文言があり、五貫文で一纏めにした様子が確認できる。中世に「半割符」と呼ばれる手形の一つが存在したとされているが、これが五貫文に相当したのではないかと推測している。

#### (一緡の銭の枚数)

一緡に用いられる銭の枚数について、これまで一般には、下関を境にしてその西側地域では 100 枚（丁百法）、東側地域では 97 枚（省陌法）であるといわれており、確かに大方の遺跡資料がこの通説を支持するものといえる。しかしながら、ここにきて、青森県の浪岡城跡で発掘された 53 の緡のうち 36 個が 100 文緡であるとか、岩手県の笹岡館跡で発掘された 3 つの緡がいずれもほぼ 100 文緡であったという事例が見つかっている。このため、緡の地域性については、東北地方北部と九州における丁百法、その中間地域における省陌法という具合に、考えを改めるべきかもしれない。

また、浪岡城跡については、遺跡内の近接する 5 カ所から銭緡が発掘されたが、銭の枚数や梱包などの状態が異なっていることから、たとえ同一地域であっても、機能あるいは使用目的の違いによって緡の作成方法が異なっていたとも考えられる。

### (2) 報告①に関する討議のポイント

#### (一緡の銭の枚数について)

- ・ 同じ時代であっても一緡における銭の枚数が異なる事例があるため、それによって時代を特定することは困難である。支払対象ごとに枚数が違っていたとも考えられるが、実際に「誰某がこのような取決めに基づいて銭を使用していた」という記録はみられない。
- ・ 中国にも緡銭があり、やはり取引主体同士の取決めによって一緡の枚数が異なっていたといわれている。しかし中国の場合には、時代ごとの一緡の枚数差が顕著であるという特徴もわかっている（例えば、宋代は 77 枚、秦代は 97 枚というのが標準的な緡の枚数、ただし明代については不明）。
- ・ 「省百」も「丁百」も中国にあったものだが、使用方法なども含めて日本にそのままの形で導入されたものか、あるいは単に緡という形態についての情報が日本に伝えられ、日本独自の緡銭法が定着していったのか、双方の事例を比較検討してみるべきであろう。

- ・ 報告の中に「重量を揃えるように枚数を調節して緡を作成した」という箇所があったが、97 枚で一緡という事例が多いことを勘案すると、枚数を揃えようとする意図もあったのではないかと。

(貨幣単位の意味について)

- ・ 貨幣単位については、経済的な意味のほかに、経済的な価値を離れたシンボリックな意味を持つ場合が多い点には留意する必要がある(イスラム地域においてもシンボリックな貨幣単位が用いられた)。
- ・ 「連」や「結」については、銭を目の前にして枚数を数えているという印象があるが、「貫」や「文」については帳簿上の計算単位として用いられたのではないかとと思われる。
- ・ 木簡などに「五貫文」という単位がみられることから考えれば、取引当事者の双方がこの単位で受け渡しをすることを暗黙の了解としていたように見受けられる。しかし、まずはより基本的な単位として「十貫文」があり、ただそれが一度に運搬し切れる数量ではなかったために、その半分の五貫文(約 19 キログラムに相当)で区切ったというだけなのかもしれない。
- ・ 元々は布の単位であった「疋」が、中世後期になって 10 銭 = 1 疋という形で貨幣単位化する。

(3) 報告②「日本中世後期の寺院領主経済の構造と銭・金・銀－16 世紀の京都大徳寺塔頭真珠庵文書の紹介を中心に－」(函館大学商学部・田中浩司専任講師)

(アプローチの視座)

中世における寺院の収支帳簿の分析を通じて、寺内の財務セクションの構造やその収支のあり方などを探り、寺院領主経済の構造について研究するとともに、そこから派生する問題として、中世における銭・金・銀・米の流通についても示唆を与えることを狙っている。ここでは、東京大学史料編纂所の編纂による『大日本古文書 大徳寺文書 別集 真珠庵文書』のうち、永正 9(1512)年から天文 4(1535)年の「真珠庵祠堂銭納下帳」3 史料を対象とした。

(真珠庵祠堂方について)

真珠庵は、永享年間(1429～1441 年)に創建されたもので、大徳寺の塔頭(別院)に当たる。経済規模は、永正 7(1510)年に執り行われた規模の大きな仏事の費用が 400 貫文程度であるので、これを上回ることはないと思われる。今回の報告は、主として真珠庵の「祠堂方」の収支帳に基づいているが、祠堂とは、寺院の堂と塔のことで、祠堂方とは、その造営や修造のために財貨の運用を行っていた、いわゆる財務セクションと考えてよいだろう。因みに真珠庵祠堂方の初見は 16 世紀前期である。

#### (分析結果と考察)

収入面からみると、大徳寺真珠庵の祠堂方は、文字どおり祠堂料や入牌料などの「寄進」を中心に運営されていた。また支出面をみると、所領すなわち土地の買得や金の購入など、ある意味で「投資」あるいは「資産価値の保全」が行われていた点が興味深い。とくに享禄年間(1528～1532年)以降は、所領買得よりも金の購入が顕著になる。この変化の背景としては、一般にいわれているような「銭の価値の不安定化」だけではなく(無論そういう面は見逃せず、事実、大徳寺史料にも「銭で金を購入した」という記述がみられる)、戦乱の広範化によって所領保有に対する人々の不安感が強まったことが考えられるかもしれない。

また、金・銀・銭(悪銭を含む)、米という4種類の貨幣の併存が元龜年間(1570～1573年)から現れることを考えると、真珠庵祠堂方における土地から金への資産保有の転換は、それに先立つ一つの兆候あるいはステップであったとも推測できる。

#### (4) 報告②に関する討議のポイント

##### (金と銀の使用開始時期の差異について)

- ・ 帳簿は貫文という銭建てであり、中には非常に高額のものも見受けられるが、実際にこれだけ大量の銭が取り引きされたのかどうか。
- ・ 銀による取引は、16世紀前半の時点ではまだ存在しないはずであるが、帳簿には金の取引があったと記載されているため、「京都では銀よりも金の取引がより早い時期に行われた」ということになる。これは大変興味深いファクト・ファイディングである。
- ・ 1530年の前半に金の取引が始まったとすれば、黒川金山などの主たる金山開発の開始時期と符合する。銀が京都での取引に用いられなかったのは、石見などの銀山(灰吹法が石見に伝播したのは1533年)から、国内市場を通さずに直接中国に販売すれば国内よりも遥かに良い交換比率で生糸を購入することができたからであり、京都で取引をする経済的なインセンティブが働かなかったためであろう。
- ・ 報告の中では、帳簿にあった金の売買価格について、「1両=4分=16朱という4進法単位で銭貨単位に換算すると小葉田淳氏などの研究成果にうまく合致する」とあったが、そもそもこの時代に京都で4進法による金貨使用が行われていたのかどうか(通説では、甲州武田氏が領国で用いていた4進法を、江戸時代間近になって徳川氏が採用したとされている)。
- ・ この時代は、銭の価値が不安定化し、資産を銭で持つことに人々が不安を感じたため、米や土地や金など、さまざまな価値保蔵手段によってリスクヘッジすることが模索され始めたのではないか。中世の手形類に相当する銭建ての「割符」<sup>きりひ</sup>が使用されなくなったのも、ちょうどこの時期と合致している。
- ・ ただし、上述のとおり、金については大方の専門家が抱いていたイメージよりも早い時

期に用いられるようになったという印象が強く、これは通説（金は 16 世紀後半から盛んに使用されるようになった）と相容れない。金の貨幣的な使用開始時期については、非常に大きくかつ刺激的なテーマであり、今後この研究会における重要なテーマであると考えられる。

以 上